

研究セキュリティを取り巻く施策動向について



令和7年3月12日

内閣府 科学技術・イノベーション推進事務局長補

塩崎 正晴



これまでの内閣府における取組について



研究インテグリティの確保に係る政府の対応について

統合イノベーション戦略推進会議決定(2021年4月)

- 近年、国際連携や研究のオープン化が進む中で、そうした環境を悪用し、外国からの不当な影響による利益・責務相反や技術流出等への懸念が顕在化
- 主要国で国際研究力を重視、大学等の自律性を尊重しつつ、対応策が講じられてきている。
- 我が国としても、こうした新しいリスクへの対応とともに、必要な国際協力及び国際交流を進めて行くため、国際的に信頼性のある研究環境を構築することが不可欠



大学や研究機関等における研究の健全性・公正性(研究インテグリティ)の自律的確保に向けた取組の実施

研究者自身による適切な情報開示

- 研究の国際化、オープン化に伴う新たなリスクを認識
- 自らの研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たすことの重要性を理解
- 所属機関及び研究資金配分機関等に対して、情報の報告・申告

大学・研究機関によるリスク管理強化

- 所属する研究者の人事及び組織のリスク管理として必要な情報の報告・更新を受ける
- 利益相反・責務相反等に関する規程、管理体制を整備
- 研究者からの情報に基づき、適切なリスクマネジメントを実施

公的資金配分機関の申請時の確認

- 公的研究資金申請時に、研究者から、
 - ・現在の全ての研究資金の応募、受入れ状況に関する情報の提出
 - ・現在の全ての所属機関・役職に関する情報の提出
 - ・透明性確保のために必要な情報を所属機関に報告している旨の誓約を求める

政府の対応

- 研究者向け、大学・研究機関等向けのチェックリストの雛型を公表
- 研究者、所属機関等への説明会・セミナーを開催
- 大学・所属機関等へ所要の規程や体制の整備に関する周知等
- 「競争的研究費の適性な執行に関する指針」を改定



チェックリストの雛型（研究者向け、大学・研究機関等向け）

1. 全般的な事項

- 外国の機関・大学等との共同研究や交流等に伴うリスクが懸念される場合、所属機関の担当部署に相談し、それに対して機関として適切な対応をとることを求める仕組みがあるか
- 研究活動の透明性の確保に係る情報について、所属機関の規程等に基づき担当部署に適切な報告等を行い、それに対して機関としてマネジメントを行っているか

2. 共同研究等の手続きに関する事項

- 外国の機関・大学等との連携・契約において覚書等の書面を交わす際、所属機関の規程等に基づき担当部署に確認や判断を求めるとともに、それに対して機関として確認や判断を行っているか
- 外国の機関・大学等から補助金や助成金・報酬・物品の提供を受ける際、機関として適切に報告を受ける仕組みがあり、かつ、所属研究者は報告を行っているか
- 外国の機関・大学等との共同研究の過程において、同研究の目的以外使用をされるリスクがあり得ることに留意し、技術情報を提供する際の事前確認や技術情報管理を適切に行っているか

3. 共同研究等の相手方に関する事項

- 外国の機関・大学等と連携・契約する際、相手方の組織や参加メンバーについての情報、連携・契約の目的を確認しているか



競争的研究費の適性な執行に関する指針の改定(2021年12月)

対象事業の範囲

- 従来の競争的資金だけでなく、全ての公募型の研究費事業を対象とする

提出を求める情報の範囲

- 国外も含む外部からの支援(※1)や 兼業等(※2)の情報の提出を求める

※1: 補助金、助成金、共同研究費、受託研究費等(制度名、研究課題、実施期間、予算額等)
※2: 全ての所属機関・役職(兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む)

秘密保持契約等が交わされている研究に関する情報の扱い

- 秘密保持契約等が交わされている共同研究等に関する情報は、産学連携等の活動が萎縮しないようにする観点から、必要な情報(※3)のみ提出を求めるとともに、守秘義務を負う者のみで扱う

※3: 原則として共同研究等の相手機関名、受入れ研究費金額とエフォートに係わる情報のみ。ただし、当面の間、秘密保持契約締結済で対応が困難な場合などはエフォートのみの提出とすることができる。

研究費以外の支援等の扱い

- 寄附金等や資金以外の施設・設備等による支援(※4)等の情報について、所属機関に適切に報告している旨の誓約を求める

※4: 当該応募課題に使用しないが、別に従事する研究で使用している施設・設備等の受入状況に関する情報を含む。

虚偽申告への対応

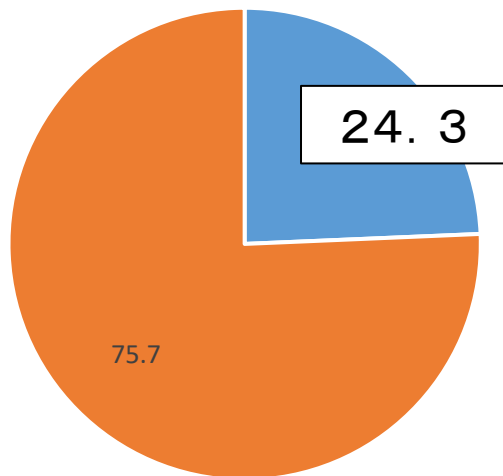
- 公表、不採択・採択取消し、減額配分、5年間の応募制限等とすることがある



フォローアップ調査結果の推移

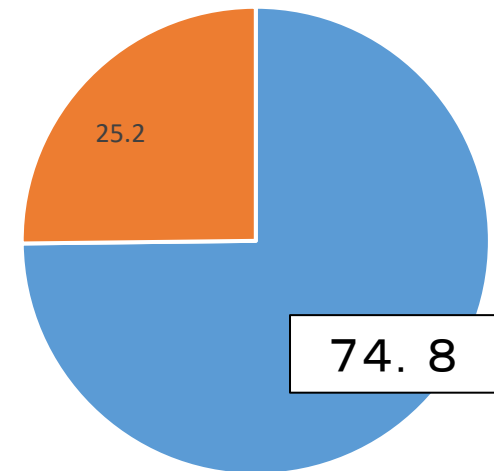
- 大学・研究機関等において、研究インテグリティの自律的確保に向けた取組が定着しつつある

令和4年度の調査結果
(大学・研究機関等
各問合算平均)



■ 実施中, % ■ 未実施, %(実施予定・検討中含む)

令和6年度の調査結果
(大学・研究機関等
各問合算平均)



■ 実施中, % ■ 未実施, %(実施予定・検討中含む)



G 7 における取組について



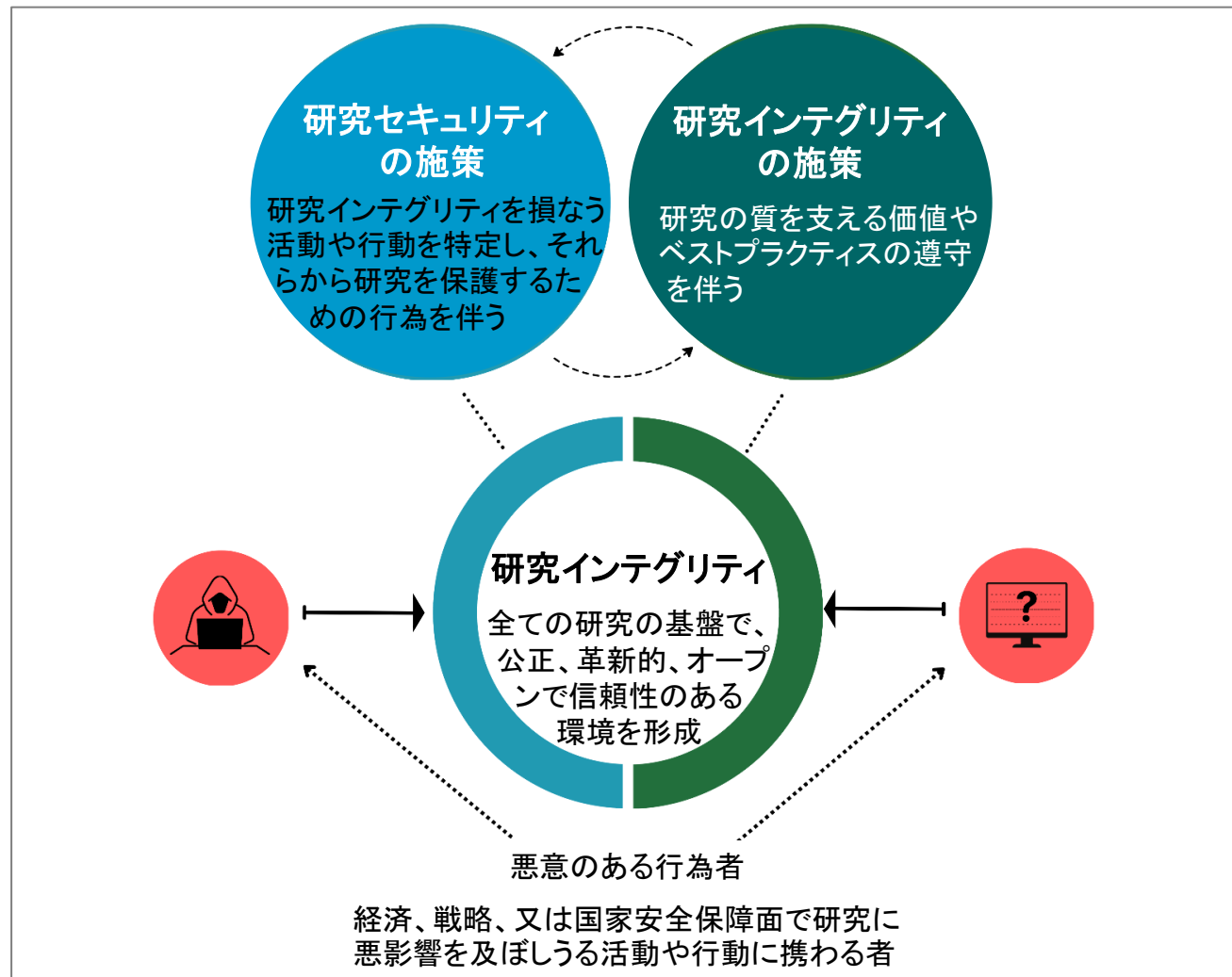
G7のSIGRE作業部会の報告書（2022年6月）

- 悪意をもった行為者が存在する中、オープンサイエンスを推進しつつ、国際共同研究を安全に進める対策を取るうえで、各国が守るべき研究インテグリティの価値観と研究セキュリティの原則をとりまとめ
- 概念については、各国がそれぞれ固有の理解を持っている可能性があり、また、こうした概念は進化し続けることが認められるため、実用的な定義を作成

研究インテグリティとは	研究インテグリティの価値
• 研究の正当性、社会的関連性、責任及び質を確保して守るための<u>職業的価値観、原則及びベストプラクティスの遵守</u> • 個人が自信をもって研究知識を向上させ、研究結果を普及できる状況を確保するもの • 公正、革新的、オープンで、<u>信頼性のある研究環境の中で共同研究の基盤を形成するもの</u>	• <u>学問の自由</u> • 差別、ハラスメント、強制からの自由 • 公平性、多様性、包摂性 • 機関の自律性 • <u>オープンサイエンスと研究へのアクセス</u> • 社会的信頼の醸成 • <u>透明性、情報開示、誠実性</u>
研究セキュリティとは	研究セキュリティの原則
• <u>経済的、戦略的なリスクや国家的、国際的な安全保障のリスクをもたらす行為者や行動から研究コミュニティを保護する活動</u>が伴う • 研究セキュリティの活動は国内及び国際的な研究インテグリティを保護し、特に国家や経済安全保障への脅威からの保護に重点を置くもの	• 国益とグローバルな利益のバランス • <u>開放性の維持と研究セキュリティ</u> • 協力と対話 • 積極的な取組 • <u>リスクへの相応性</u> • 共同責任 • 説明責任と責任 • 適応性



研究セキュリティと研究インテグリティが研究の基盤を保護する仕組み



※研究セキュリティリスクの特定と軽減は、研究インテグリティや信頼の保護と促進にプラスの影響をもたらすことが多い。
※適切、かつリスクを絞った研究セキュリティの施策は、学問の自由、研究インテグリティ、オープンサイエンス、透明性、相互利益のための信頼できる共同研究の基盤を強化できる。



国家安全保障局の有識者会議の提言について



経済安全保障上の重要技術に関する技術流出防止策に係る提言(概要)

経済安全保障法制に関する有識者会議の提言(2024年6月)

- 経済安全保障上の重要技術に関して、国際協力の推進と不正流用や技術流出のリスク管理の両面からの検討が必要となっている
- 主要国では研究セキュリティの取組が推進されており、国際協力を適切に進めるために研究セキュリティが必要であるとの位置づけ
- 我が国としても、オープンで自由な研究環境を確保し、同志国等と対等な立場で国際共同研究を実施するために必要な研究セキュリティ対策の検討が必要



- これまで実施してきた研究インテグリティの取組を基礎として、その取組を徹底することによる研究セキュリティの取組を実施
- リスクの高い研究領域を含む特定の領域については、競争的研究費を投入する研究開発プログラムの性質に応じて、研究セキュリティの取組を実施
- 標準的な組織慣行として、個々の研究プロジェクトについてリスク軽減策を実施
 - ✓ 実効的なデュー・ディリジェンスの実施に資するように、研究者や研究機関が参照するチェックリスト、手順書等の作成を検討
 - ✓ リスクマネジメントの観点から、リスクに応じた段階的な対応が可能となるよう検討を行う



経済安全保障上の重要技術に関する技術流出防止策に係る提言(概要)

リスクの高い研究領域を含む特定の領域
において各府省が決定するプログラム

諸外国の先進的な取組
と同等の研究セキュリティ

経済安全保障上の重要技
術に関する競争的研究費を
投入する
全ての研究開発プログラム

研究インテグリティの取組の徹底による研究セキュリティ

研究インテグリティ

2021年4月の政府決定の対応方針に基づく取組
(全ての研究活動が対象)

経済安全保障上の重要技術に関する技術流出防止策に係る提言（概要）

趣旨		研究インテグリティの取組の徹底による 研究セキュリティの取組 (利益相反・責務相反管理を主体としたリスクマネジメント)	諸外国の先進的な取組と同等の 研究セキュリティの取組 (リスクマネジメントの観点から追加的に実施)
対象		競争的研究費を投入する全ての研究開発プログラム（主に、政府機関からの委託、補助によって行われるもの。以下同じ）	競争的研究費を投入する研究開発プログラムのうち、 <u>リスクの高い研究領域を含む特定の領域において、</u> <u>i)国際共同研究に関して、相手国から求められる場合や、</u> <u>ii)同志国等と対等な立場で研究を実施するためなどに必要な場合に、各府省が決定するもの※</u>
取組の主体	政府	● <u>外国パートナー等について開示情報・チェックリストにより得られる情報の確認に係る手順書（デュー・ディリジェンス（DD）の手順書）の作成・周知</u>	※オープンソースDDの対象となる研究開発プログラム、リスクマネジメントの手法等を各府省が決定
	資金配分機関（FA等）	● 政府方針に基づき、共有システムにおける開示情報の確認を <u>徹底</u>	● 左記に加え、オープンソースDD等の <u>充実</u> によるリスクマネジメント
	研究機関等	● 政府方針に基づき、所属研究者に係る開示情報の確認を <u>徹底</u>	● 左記に加え、オープンソースDD等の <u>充実</u> によるリスクマネジメント
	研究者	● 政府方針に基づき、共有システム等によるFA、所属研究機関等への情報開示の <u>徹底</u> ● チェックリスト・手順書の活用	



内閣府における検討について



経済安全保障上の重要技術に関する流出防止策等の検討スケジュール

2025年

2025年

2026年

4月

7月

8月末

3月

4月

有識者会議における検討開始（議事公開）

手順書原案とりまとめ【CSTI】

取組に係る所要経費を概算要求

対象プログラムの公募要領に反映

手順書第一案とりまとめ【CSTI】

2026（令和8）年度から手順書に基づく運用を開始

（必要に応じて手順書の見直し検討）

有識者会議に向けた内閣府における検討

【基本的な方針】

- 同志国等と対等な立場で国際共同研究を実施するため、我が国として必要な研究セキュリティの確保に係る取組を速やかに講じる
- 令和8年度から新規公募を行う競争的研究費に対して手順書に基づく取組を適用することとする（一部の研究開発プログラムから取組を実施するなど、当面は限定的な運用、既存の取組に遡及適用しない）
- 研究の原則（公開性、学問の自由等）を前提とした上で、オープンで自由な研究環境を維持するとともに、経済安全保障の観点から流出防止を徹底すべき技術を絞り、リスク軽減策を講じることとする



【研究セキュリティの確保の取組の考え方について】

- 政府は、研究セキュリティの確保のためにとるべき取組の枠組みを研究コミュニティと協同して実効性のある手順書を策定する
- 研究機関で講じられている研究インテグリティの取組の徹底をベースとして、研究セキュリティの確保に係る取組を構築することを考える
- 取組は、信頼のおける国際協力の確保のために最低限実施すべき水準を確保する
- 資金配分機関は、政府が策定する枠組みの下、経済安全保障上のリスクの高い特定のプログラム等について、リスク軽減を講じる（公募要領に記載）。
- 研究機関は、政府が策定する枠組みの下、主体的な取組として研究セキュリティの確保に努めるとともに、研究者のリテラシー向上に取り組む。



【有識者会議において検討を深める主な事項】

- 研究セキュリティ・インテグリティ確保のための具体的な枠組みの構築
 - ✓ 研究インテグリティの取組の徹底により研究セキュリティを確保する枠組み
 - ✓ 諸外国の先進的な取組と同等の研究セキュリティを確保する枠組み
(リスクの高い技術を含むものとして資金配分機関が指定するプログラム)
- リスクマネジメント(デュー・ディリジェンスを含む)の実施に係る具体的な手順書の策定
- デュー・ディリジェンスの実施等を踏まえたチェックリスト雛型の作成
- 大学、研究機関、資金配分機関に求められる対応、行動
- 政府の支援策

等

※別途、経済安全保障の観点における重要技術領域について検討



ご清聴ありがとうございました

